

1. 石岡市総合計画審議会について

令和7年4月21日
第1回総合計画審議会
【資料1】

(1) 石岡市総合計画審議会

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、石岡市総合計画審議会条例により設置され、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表、公募による市民代表からなる審議会。

審議会の役割

石岡市総合計画審議会は、市長の諮問に応じ、市の基本構想や基本計画に関する内容について調査審議する機関です。

- ・基本構想や基本計画に関すること
- ・各基本施策などの進捗状況に関すること 等

石岡市総合計画審議会条例

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。



(総合計画策定委員会での協議結果に基づき、総合計画審議会において審議)

(2) 総合計画策定委員会

市の基本構想や基本計画に関する内容について必要な協議をするための庁内組織。副市長を委員長として、各部長級で構成。

1. 石岡市総合計画審議会について

令和7年4月21日
第1回総合計画審議会
【資料1】

(3) 令和7年度・令和8年度のスケジュール

年度	審議会	開催時期	議題（案）
令和7年度	第1回	4月21日	・委員委嘱、会長・副会長の選任、諮問 ・総合計画及び総合戦略、リーディングプロジェクトについて
	第2回	8～9月頃	・第2期基本計画（及び総合戦略）の進捗状況について ・まち・ひと・しごと創生法に基づく事業実施結果について
	第3回	1～2月頃	・令和8年度リーディングプロジェクト（案）について
令和8年度	第1回	8～9月頃	・第2期基本計画（及び総合戦略）の進捗状況について ・まち・ひと・しごと創生法に基づく事業実施結果について
	第2回	1～2月頃	・令和9年度リーディングプロジェクト（案）について ・答申（案）について
	（答申）	2～3月頃	・市長への答申

（令和9年4月20日）委員任期満了